



⇒「すずらん」へのご意見・ご要望・ご感想などありましたら、ぜひ電話、メールを送ってください。

特集 **自立支援法 ～多自総論～**

ワークショップ・SUNの取り組み

ワークショップ・SUNは、平成19年4月1日より、それまでの施設分場から就労移行支援事業所として分離独立しました。ワークショップ・SUNでは、『就労』『高工賃』『作業』の3つの充実を目指し、日々活動しております。

現在に至るまで企業内作業所→分場→独立事業所といった具合に歩んで来ましたが、作業所開設当初より「時間が掛かっても就職したい人・施設の外に出て働きたい人・たくさん働きたい人を支援すること」を目的とし、利用者の皆さん日々の努力に報いながら「出来るだけ高い工賃支給」を目指してきました。

まず、「障害基礎年金と自分が働いたお給料で何とかグループホームを利用しながら暮らせる額を支払えるよう頑張ろう！！」という事で、最初の工賃目標を設定しました。月平均支給額3万円を目指し、次に4万円、5万円と少しずつ目標額を上げてきました。平成18年度は県内2位に匹敵する工賃を支給しました。そして現在、平成19年度実績で月平均一人あたりの支給額は4万9千円となり、現在目標としている5万円まであと一歩といった所まで近づいてきました。しかし、現在の収入を確保していくまでの道のりは決して平坦なものではありませんでした。時に、長期的に継続できると思い導入した仕事の受注が突然の生産中止により無くなったり、出来ると思い請け負った仕事が思いのほか難しく、他事業所の職員の応援を頼むと共に、職員総出での作業が夜遅くまでおよぶこともありました。

◎そんな中で、工賃を確保していく為に具体的に行ってきました事は・・・

① 品質管理、納期の厳守。(取引先の信頼獲得)

② 職員・利用者の意識改革。

(さらなる工賃アップへ向け、常に作業効率や生産性を意識する。

更に付加価値が高く良い仕事がないかと、あらゆる仕事へ

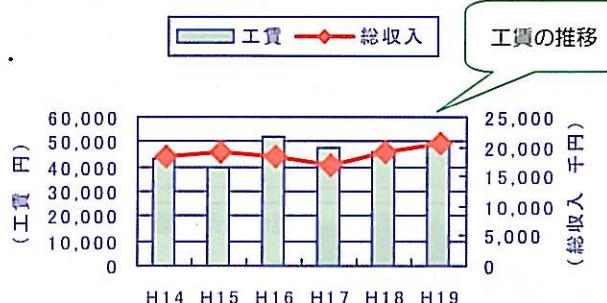
チャレンジしていくとする積極的姿勢など。)

③ 作業スペースの有効活用。

④ 作業工程の見直し、及び改善。

⑤ 確実な仕事の遂行を通じて企業との信頼関係を築き、継続的に安定して仕事を供給してもらえるよう努力する。

このような事を少しずつ積み重ね、現在に至っています。今後も、皆さんの『沢山、お給料が欲しい』『バリバリ働きたい』『就職したい』の気持ちを大切に、工賃水準引き上げの一翼を担って行きたいと考えています。(ワークショップ・SUN 佐々木)



法人では障害者自立支援法への移行が着実に進んでいます。あと1年も経てば傘下の事業所は一部を除いて全て新法下で運営される事になるでしょう。今まで移行が難しい情にある事業として、在宅障害者の家庭内作業指導と言う事業があります。なかなか家から出て来られない人達にこじりながら仕事を持つて行き、仕事をしてもらひながら話しあう事を持つて行き、事業で支払える工賃は僅かながら、その人達にとってはとても大切な社会との接点ではないかと考えて続いている事業です。制度に入れてしまうと自己負担額が工賃を上回ってしまいなかなか理解を得られず、無理強いすると接点が途切れ元も子もなくなることになるので、可能な限り現在の形で続けて行こうと考えています。

新法の柱である障害者の就労支援は、私達が法人になる前から取り組んできた経緯があり私達の事業を後押ししてくれるものと考えています。仕事に就いた人達が得る工賃については、国から「工賃倍増5ヵ年計画」が示され毎年に策定される施策への取組が始まっています。月当たりどの位の工賃にしたいのかがはっきりしていない所がミソなのですが、障害者が得ている工賃は余りに巾がありすぎて目標を数値化出来ないのが実情です。法人の中できさえ一桁くらいの違いがあります。このまま新制度に移行しているので、事業所間のギャップをこれからどう埋めていくのかが私達の課題になっています。道のりが遠い事は十分にわかっていますが、私達の遠い将来の夢は、最低賃金を何とかしてクリアしたいものだと考えています。

新任職員の紹介



ワークショップ・フレンド 淺井一順子

はじめまして。今年度からすずらんの会の職員になりました、浅井順子です。4月からフレンドでC班の担当をさせていただいております。

私は、福祉関係の専門学校に通うと同時に、保育の短大を卒業しました。障害者の施設をはじめ、特別養護老人ホーム、乳児院、保育園や幼稚園等にも実習に行きましたが、知的障害者の支援をする仕事が、自分に合っていると感じ、現在に至ります。

学生時代には様々な経験をしてきました。テントを持たずにキャンプへ行き、ビニールシートでテントを張ったり、本厚木の学校から江ノ島まで歩いたりと、普段は絶対にしないようなことをしてきました。ボランティア活動では、街頭募金をしました。その際、ホームレスの方が募金するお金はないんだと謝りながら、何かの割引券を募金箱に入れたという話を聞き、私は思いやることの大切さや温かみを感じました。人と関わる仕事は大変だと思いますが、その分やり甲斐のある仕事だと思っております。

専門学校を卒業したばかりで、現場のことはあまり分からず、戸惑うことも多々ありました。フレンドの職員となり、約3ヶ月が経ち、少しずつではありますが、職場の雰囲気にも慣れ、自分の目指していた仕事に就き、毎日楽しく過ごしております。利用者の支援をすると共に、自分自身も成長できるよう頑張っていきたいと思います。よろしくお願い致します。



ぱれっと 木暮 美香

はじめまして。木暮美香と申します。4月よりぱれっと(児童デイサービス)で心理士として勤務しています。心理と言うと、カウンセリングのイメージを持たれる方が多いかもしれません、私の場合は、発達心理学をベースに、子どもの発達と障害について専門に勉強して参りましたので、子どもの運動、言語、人とのコミュニケーション、遊びなどの発達全般を捉え、一人一人に合ったプログラムを考えて療育を行っています。

私はこれまで療育畠をまっしぐらに歩んで参りました。はじめは民間の療育機関で十数年、2~18歳までの方の療育と健常児の発達相談を行っていました。その後、公的機関での就学前療育や、幼稚園、保育園、小・中学校を巡回する特別支援教育の巡回相談員を経て、今年縁あってぱれっとと出会い勤務させていただくこととなりました。なので、決して胸を張って「若い!」と言える歳ではありませんが、体が丈夫なことと体力だけは自信があります!!

この2ヶ月、新しい子ども達との出会いの中で、「ぱれっとに来るのを楽しみにしているんです!」という声を聞くと、よりいっそう気の引き締まる思いです。子ども達の「できた!」という時のきらきらした笑顔にたくさん会えるよう、がんばって参りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

活動の一コマ

グループホームから

○昨年から合同行事を開催し、カラオケ・ボウリング・他の法人のホーム見学など、大勢の参加で盛り上りました。9つのホームは相模原市内に広く点在しているので普段はなかなか交流できませんが、行事をきっかけに仲良くなつた方もいました。世話人(各ホームの職員)も、別ホームの利用者の事が分かり、毎月の世話人会議でも話し合いがより充実したものになりました。

○週末が近くなると、利用者の皆さんはうきうきしてきます。ホームに金銭管理を依頼されている方は、預けてあるお金から週末の小遣いを受け取るので。昼食は自分でコンビニで買ってくることが多く、まとめて受け取ったお金をどう使うかは自分で考えなくてはなりません。世話人は、1食大体500円の弁当代として計算して渡すことが多いのですが、カップめん1個を食事にして後はお菓子代に消えてしまうなど、メタボを心配している世話人がため息をつくことも少なくありません。ある程度は自由だとは思うのですが、支援の難しさを感じるひとときです。

○今年度、毎月3日間程度、ホームの見学会を開くことにしました。これは、ホームの様子を、もっといろいろな方に知っていただこうと考えたものです。詳しくは、ホームページをご覧下さい。

○ホームの入居を希望して待機している方は、少なくありません。法人としても10番目のホームの開設を考えています。ただ、現在でも職員募集をしながら人が集まらないことがあります。世話人になるには、特別な資格は必要ありません。少しでも興味のある方は、ぜひぜひ連絡をお願いします。

(連絡先: 042-740-6878)

ホームすずらん 遠藤

職員募集中です!
お気軽にご連絡ください。



広げよう職員のわっ!

グリーンハウスの元気男、辰口さんを紹介します。年2回行われるゴルフコンペ(すずらん杯)では、いつも優勝に絡む素晴らしいスコアを出すほどのゴルフの腕前です。そしてとてもお洒落なんですよ。仕事の時は一味違う辰口さんを、皆さんぜひゴルフ場に見にきてくださいね。

(フレンドリーサービス 久保)

お知らせ!

サロンコンサート

日程: 2008年7月5日(土)

時間: 開場: 13:30~

開演: 14:00~

終演: 16:00(予定)

場所: 小田急相模原駅文化交流プラザ4F

多目的ルーム



すずらんの会通信講座

最低賃金について

障害者自立支援法では、障害のある人たちも一般企業へ就職できるよう支援することが1つの方向性として今まで以上に強く打ち出されています。障害者への就労支援に当たっては、企業及び障害のある方双方に対して、就職にむけた様々な要素を見極め、調整をする必要がありますが、存在は広く知られているのにその実態が判り難い「雇用条件」の『最低賃金』について説明させていただきます。

最低賃金は、全ての労働者を対象とする最低賃金法で、「使用者は、正社員やパート・アルバイトといった勤務形態の違いにかかわらず、都道府県が定める最低額以上の金額を賃金として労働者に支払わなければならない。」と定められています。この最低賃金は、地域別と産業別とで設定されています。産業別で設定されている業種については産業別の最低賃金が適用され、産業別で設定されていない他の産業については、地域別の最低賃金が適用されます。ちなみに、平成19年度の神奈川県の地域別最低賃金は736円となっています。これは、毎年10月に見直しがされます。額の決定、変更については、中央最低賃金審議会(厚生労働省)が厚生労働大臣へ答申を行い、その答申を元に、各都道府県の審議会がそれぞれの最低賃金を定めることになっています。

この最低賃金については、産業別賃金の廃止も含めて検討すべきという意見や、失業者を増やす制度だと、最低賃金引き上げが雇用を拡大する等と様々な意見があるようです。ただし、最低賃金は全ての労働者の賃金に対して適用されるのですが、雇用機会の拡大を目的として、特定の要件を満たし都道府県労働基準局長の許可を得た場合には、最低賃金が適用除外されます。また、神奈川県では、適用除外により障害者を雇用している事業者に対して“福祉的就労事業所”として奨励金の支給をおこない障害者雇用の拡大を図っています。

障害のある方への就労支援をする上で、雇用条件の調整・確認の際、最低賃金法が遵守されているかを把握することは重要です。一方では、最低賃金の適用除外により、障害のある方が企業で働くチャンスを拓げることにもつながることから、社会自立を目的に就労を支援することもあります。もちろん、就職に際しては、企業・就労者およびその保護者等が雇用形態を充分理解する必要がありますが、理解された職場環境で安定して働き、社会自立をしていくことは大変重要なことです。これからも、多様な雇用形態のもと、障害のある方が一般の企業に就職することは広がると思われます。その為、就労支援をおこなう際も、障害のある方一人ひとりの特性や希望、企業の雇用条件にあった就職先を検討しマッチングするよう支援する必要が更に求められるようになると思われます。

(ワークショップ・フレンド 矢島)

フェスタすずらん

日程: 2008年10月25日(土)

時間: 10:00~

場所: グリーンハウス

遊びに来てね!
待ってるよ~♪



平成19年度 決算報告

社会福祉法人すずらんの会 平成19年度 決算報告

自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日

《法人全体 財産目録》

資産の部		負債の部	
基本財産	689,264	流动負債	46,378
運用財産	257,407	固定負債	135,600
		引当金	19,851
資産合計	946,671	負債合計	201,829
差し引き正味資産			744,842

《法人全体 貸借対照表》 [単位:千円]

借 方	貸 方
流动資産	129,901
固定資産	816,770
(負債合計)	201,829
基本金	301,667
積立金	282,489
運用財産基金	10,177
銀越金	150,509
(純資産計)	744,842
資産合計	946,671
負債・純資産計	946,671

《法人全体 収支計算表》

借 方	貸 方
人件費支出	392,032
事務費支出	150,934
事業支出	142,449
減価償却費	26,098
総入金支出	55,978
総入利息支出	2,549
その他	67,331
合 計	837,371
当期銀越金	40,397
	合 計
	877,767

《就労支援事業会計 貸借対照表》 [単位:千円]

借 方	貸 方
流动資産	82,780
固定資産	772,967
助成金預り金	13,033
(負債合計)	173,708
基本金	284,156
積立金	225,040
運用財産基金	0
銀越金	131,596
(純資産計)	695,072
資産合計	868,780
負債・純資産計	868,780

〔就労支援事業会計対象施設〕
 ・ワークショップ・フレンド
 ・ワークショップ・SUN
 ・グリーンハウス（リソース分場込）
 ・すずらんの家（H20.1～3）

平成19年度は、法人全体の収支予算に対し収入が114%、支出が111%で決算となり、結果としては健全な運営をすすめることができました。

特に収入は、各事業所における土曜稼動の取組みや送迎車の運用など、出勤数を増やすための施策が功を奏したこと、また期中における行政の各種制度等の見直しが增收につながったことで、前年度に比べ自立支援給付費・補助金収入力約49百万円の增收になりました。

また、支出においては、予算編成に際して19年度収入の落込みを想定して各事業所とも経費節減を意識した予算を計画し、これを概ね実行できました。結果として111%と予算を上回ったのは、期中において正職員の人員措置を行ったことや、地域活動センターすずらんの家とタートルの法内事業への統合移行を、19年度内に前倒ししたこと、その新事業所の整備に関する諸費用が計画外支出で膨らんだこと等によります。

なお、19年度の収支差額は今後の運営を加味して可能な限り積立金としました。これは21年度に障害者自立支援法の制度改正があること、2年の利用制限を満了して利用サービスの変更をしていかなければならぬサービス（減収約4割）があること等、まだまだ制度的に収入面において不安定な状態が続きますので、その対応の余力として積み立てたものです。そのような状況にありますので、今は当該年度をとりあえず乗り切る運営を強いられている状況にあります。20年度においても19年度と同様、自らの予算に自信を持って、これを遂行していくことが大事になっていきます。

（事務局 千田）

平成19年度 苦情解決報告

当法人の苦情解決体制は、要望等が寄せられた事業所が責任を持って解決に当たることを原則としていますが、各事業所の対応が適切であったかどうかを確認することと、法人全体で情報を共有化する目的で、苦情解決に関わる第三者委員さんに参加いただく4つのワーキンググループ（法人全体の案件を取扱うグループ：3、大和市障害者自立支援センターの案件を取扱うグループ：1）を設置し、それぞれのグループが年4回計16回検討会を実施しました。

19年度の苦情等についてですが、苦情（正式に苦情として申出のあったもの）はありませんでした。苦情には至らなかったクレーム・要望が40件、利用者等からのみんなの声が15件でした。それぞれ、可能な限り要望等に従った改善を実施させていただきました。昨年度と比較して数が減少しているのですが、皆様の満足度が上昇したということではなく、苦情解決委員会への報告が低調となっていると認識し、法人全体として、貴重な皆様からの声を聞き逃さず、共有財産とすることの意義について再確認していきたいと考えています。

また、長く第三者委員としてご協力いただきました高橋隆昭様が、前年度末をもって退任されました。本当に長い間ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。後任には、菊地原泰一様にご就任いただいております。

皆様からの日常のさり気ないサインで示される要望等も見過ごさないで、サービス向上に結びつけることを目標に、第三者委員さんの貴重なアドバイスを仰ぎながら、より良いすずらんの会とすべく、活動してまいりたいと思います。

（苦情解決責任者 松屋）

すずらんの会後援会では、会員・
賛助会員を募集しています。

問合わせ先

〒228-0828

神奈川県相模原市麻溝台7-1-7

すずらんの会 法人本部内

すずらんの会後援会

042-749-8881

ご寄付をいただきました
 •(有)新津裕史事務所様
 この場を借りて、感謝申
し上げます。ありがとうございました。

編集後記

今回の編集は記事が多く、どうしたら読み易い紙面になるのか、四苦八苦・・・。やっと出来上がった広報すずらん28号、お楽しみいただけましたでしょうか。

新任職員の方の自己紹介を見ながら、自分がすずらんの会に入社したところと思い出し、月日が経つのは早いものだなあとしみじみしていました。

（自立支援センター 宮野）

自立支援法・ワークショップ・SUNの取り組みについて、「出来るだけ高い工賃支給」を真っ向から取り組むという職員の強い意志を感じる内容でした。

日々の努力の積み重ねは、とても大切なものだと感じました。

日々の努力の積み重ねといえば、その成果を披露するフェスタすずらんが10月にあります。今年も楽しみですね。

（ワークセンター やまと 高橋）